

廿日市市地域クラブ指導者等研修動画作成業務仕様書

1 委託業務名

廿日市市地域クラブ指導者等研修動画作成業務

2 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、廿日市市の部活動地域展開において、地域クラブ活動の円滑な運営・普及を支援するため、地域クラブ指導者等研修動画作成し、クラブ活動基盤の整備を図ることを目的とする。

4 資格要件

本業務の受託者は、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 応募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、市の指名除外を受けていない者
 - (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき民事再生法手続開始の申し立てをしたとき等）にない者であること。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
 - (5) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
 - (6) 法人であること。
 - (7) 同種業務又は類似業務の実績、本業務を遂行する十分な能力及び適正な執行体制を有していること。
 - (8) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
 - (9) 運営会社及び親会社の本社所在地がすべて国内にある企業であること。
 - (10) 市、学校及び地域クラブへ操作説明する等のサポート対応が実施できる体制を有すること。
- また、市担当者のみならず、利用する外部指導者、保護者等からの問合せにも対応できるサポート体制を有すること。

5 業務の体制

受託者は本業務委託の遂行にあたっては、責任者及び担当者を置き、市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

受託者は、市が本業務の目的を達成することが困難であると認めた場合には、事前に市と協議

のうえ担当者等の交代を行うことができるものとする。

6 業務内容

委託業務の内容は次のとおりとする。本仕様書の内容以外に効果的な方策や取組があれば積極的に提案すること。

(1) 地域クラブ指導者等研修動画（オンデマンド）システムの構築

市の地域クラブ活動における指導者育成支援を目的として、オンデマンド型での研修動画視聴および理解度テスト受験が可能な Web システムを運用する。動画コンテンツおよびテスト内容は受託者規定のものを使用する。

ア 基本要件

- (ア) 対応 OS : Windows、Mac、iOS、Android / 対応ブラウザ : Chrome、Safari、Microsoft Edge / Web アプリケーション形式で提供すること。
- (イ) 24時間365日サービス提供が可能であること。
- (ウ) 市のホームページ上ではなく、独立したシステムとして開設すること。
- (エ) 動画視聴やテスト受験が、パスワード等の入力によりアクセス可能な形式であること。
- (オ) 指導者の受講状況やテスト得点の確認、認定証発行等の管理機能を有すること。

イ 権限区分

- (ア) 管理アカウント（市）、受講者（指導者）の2種類の権限区分を有すること。

ウ 管理アカウント機能（市）

- (ア) 登録済み指導者等の登録情報・受講状況・合格情報を Google スプレッドシート等で一元管理できること。
- (イ) 合格者リストを Excel 形式でダウンロード可能であること。

エ 受講者機能（指導者等）

- (ア) パスワードを有している受講者のみが受講ページにアクセスできる仕様であること。
- (イ) 受講時に自身の基本情報を登録する仕様であること。
- (ウ) 市が用意した動画コンテンツを自由な時間・場所で視聴可能であること。
- (エ) 動画再生時はシークバーの操作や早送りができず、視聴完了した動画のみ対応する理解度テストを受験可能であること。
- (オ) 理解度テストで合格点未満の場合は再受験が可能であること。
- (カ) 合格者には合格したことを記す電子メールが自動送信されること。
- (キ) 受講完了履歴やテスト結果を確認可能であること。
- (ク) 国が示す「認定地域クラブ活動指導者」として登録され得る資質及び能力を備えられる研修メニューを提供すること。全てオンデマンド形式で、以下の14講座を1動画あたり5～10分を想定している。

第1講 指導者の役割と心構え

第2講 スポーツ・文化芸術活動の意義、仲間の大切さ

- 第3講 安全管理のための活動計画立案と施設・用具の管理
- 第4講 主体的な態度を育む目標の設定、評価やフィードバック
- 第5講 コンプライアンスの徹底、体罰ハラスメント及び不適切行為の根絶
- 第6講 救急措置・事故対応
- 第7講 中学生時期の心身の発育発達
- 第8講 学校と地域の連携
- 第9講 保護者等への対応
- 第10講 IT・デジタル技術の活用
- 第11講 女子生徒の健康課題への配慮
- 第12講 生徒に対する安全・外傷（障害）予防に関する知識と技能の指導
- 第13講 生徒同士の暴言・暴力・いじめ等の防止
- 第14講 障がいのある生徒等への配慮

7 セキュリティ要件

以下の要件はすべてのシステムに共通して適用する。

- ア 個人情報の保護・各種法令遵守を徹底し、健全かつ安全な業務執行を図ること。
- イ サービスは日本国内のデータセンターで稼働するクラウドサービスで提供すること。
- ウ ブラウザとサーバー間のアクセスはSSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- エ データセンターは耐震もしくは免震構造の建物であり、火災・停電・漏電等の災害対策が行われていること。
- オ サーバー障害・不正アクセス等への必要な対策を講じること。
- カ 各システムに係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法規及び市が規定する関連法規等を遵守し、適切に実施すること。

8 導入支援・運用サポート

- ア 市担当者や指導者などの各サービス利用者に対する操作・運用研修を適宜実施すること。
- イ 操作・運用マニュアル等を整備し、利用者に提供すること。
- ウ 委託者に求められた際に、問合せ対応について報告を行うこと。
- エ クレームが発生した場合は速やかに委託者へ報告すること。翌営業日午前中までを努力目標とする。
- オ 緊急対応が必要な事案については、電話にて速やかに委託者へ報告すること。

9 管理運用及び保守

- ア 市等の全体管理者からの問合せ窓口を設け、平日における問い合わせに対応すること。
- イ 地域クラブ活動の増設等でアカウント追加等の対応が必要な場合は、柔軟に対応すること。
- ウ サーバーの維持・管理を行うこと。
- エ 万が一システムの停止が確認された場合、受託者は最大限の努力を払いシステムの復旧に

努めること。

オ 受託者はシステム復旧後に原因の調査と対策を行い速やかに委託者へ報告を行うこと。

カ 適切なデータバックアップのポリシー（例：週1回フルバックアップ、日次差分バックアップ等）を示すこと。

キ ネットワークやサーバーへの不正な侵入等を検知・遮断する仕組みを構築・維持すること。

ク 市からシステム利用方法などについての問い合わせに対して業務委託料内で可能な範囲でメール・電話・WEB 会議等に対応を行うこと。

ケ システム停止を伴うメンテナンスは原則2週間前に市に通知すること。

コ OS・ミドルウェア・ブラウザ等はサポート期限切れにならないよう、適切にパッチ適用及びシステム改修を実施すること

10 委託業務の対象経費

本業務において認められる経費は次のとおりとすること。

ア 地域クラブ指導者研修動画作成費、保守・運用費

11 事故報告

本業務の遂行において、予測できない事案、天変地異、事故や事件等が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、速やかに委託者に報告し、必要な指示を得ること。

12 業務の確認

ア 委託者は報告を受けた時は、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、受託者は委託者からの求めによりこれに立ち会うこと。

イ 委託者が行った調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、委託者の指示に従い受託者は速やかに改善すること。

13 業務委託料の支払い等

受託者は、委託業務完了報告及び委託者による業務の確認の後、委託料の支払いを請求することができる。

14 成果物

納品物は以下のとおりとし、納入時期・部数・データ形式については委託者との相談のうえ決定すること。

ア システム（研修動画）の管理者アカウント情報

イ システム利用者マニュアル（管理者用・利用者用）

15 書類等の整備

受託者は、本業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

16 業務の引継

受託者は、契約期間が終了するまでに後任の受託者への必要情報の引継ぎを行うこと。将来、別ベンダーのシステムを調達した場合は、データ移行の際のデータ抽出等に協力的に対応するこ

と。

17 著作権の譲渡等

本業務に係る成果物の著作権等の取扱い、次の各号に定めるところによる。

- ア 成果物のうち本件プログラムの著作物について、本件プログラムに結合され又は組み込まれたもので受託者が従前から有していたプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む。）の著作権及び受託者が本業務の実施中新たに作成したプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む。）の著作権は受託者に留保されるものとする。但し、委託者が独自のカスタマイズとして変更を行った箇所において、本業務の受託者は、著作権法第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて委託者に無償で譲渡するものとする。
- イ 委託者は本契約に基づき利用する限りにおいて、受託者に留保されている著作物等を自由に利用することができる。但し、本件プログラムを他の事業者と共有・譲渡する場合は受託者と合意の上で行うものとする。
- ウ 納入物のうちドキュメントの著作物については次の定めに従い、取り扱うものとする。受託者が従前から有していたドキュメントの著作権及び受託者が本業務の実施において新たに単独で著作したドキュメントの著作権は、受託者に留保されるものとし、委託者は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲でこれら著作権法に従って利用できる。委託者及び受託者が本件業務遂行において共同で著作したドキュメントの著作権は、委託者と受託者の共有（持分均等）とし、委託者及び受託者は相手方の同意等を要することなく、著作権法に基づき自ら利用し、第三者に対し利用を許諾することができる。但し、その持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び当該共同著作権の行使をする場合は、相手方と事前に協議の上、書面によるその同意を要するものとする。
- エ 成果物について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演家人格権、その他の人格的権利を有する場合には、合理的に可能な範囲で、委託者及び委託者の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- オ 第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は委託者が行うこととする。

18 個人情報の取扱い及び守秘義務

- ア 各システムを通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律ほか関係法令に基づき、漏えい・滅失・き損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。
- イ 受託者は、本事業を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、業務委託終了後も同様とする。
- ウ 相談業務により知り得た相談者等の個人情報については、業務完了後に速やかに廃棄し、個

人情報処分報告書を委託者に提出すること。

19 その他事業実施にあたっての留意事項

- ア 本業務の実施に当たっては、委託者と綿密に協議又は打合せを行うとともに、委託者の指示に従い誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、委託者の求めに応じて実施するものとし、場所については委託者の指示に従うものとする。協議又は打合せの内容については、その都度、受託者が書面に記録し、相互に確認すること。
- イ 本業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟な対応に努めること。
- ウ 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- エ 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。しかし、一部業務の再委託は委託者の事前承諾を得て可能とする。
- オ 業務に関連して委託者が資料作成を求める場合は、紙媒体及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、委託者の指示に従うこと。
- カ 委託者は、受託者の委託業務の処理状況について調査し、または受託者に対し必要な資料等の提出を求めることができるとともに、委託業務の処理について、受託者に意見を述べることができるものとする。
- キ 導入構築の過程で、随時会議の場を設けること。会議は、委託者あるいは受託者の要請により、委託者指定の場所またはオンラインで行うこと。受託者は、議事録を作成すること。
- ク 工程に遅延が発生した場合に、リカバリ手段を定例会等で委託者に報告すること。
- ケ 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項についてはその都度、受託者と委託者が協議してこれを定めること。